

2025年4月から

建築基準法 省エネ法 改正

蘭越町全域で木造2階建の住宅も建築確認申請などの手続きが必要になります！



【全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け】

- ・原則（※）全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務づけられます。
- ※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない規模として政令で定める規模（10平方メートル）以下のもの及び現行制度で適用除外とされている建築物（居室を有しないこと又は高い開放性を有する等）は適合義務の対象から除かれます。

	現行		→	改正	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
中規模	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
300㎡未満 小規模	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

【木造の建築確認・検査の対象となる規模が変わります】

- ・現在、蘭越町の全域が都市計画区域外であるため、中心市街地（法22条指定区域）を除き木造の2階建、500㎡以下等の建物（4号建築物）については、建築確認が不要で工事届の提出のみでした。2025年4月からは、建築確認が必要な規模と提出書類が変わりますのでご注意ください。

現行

木造で蘭越町において建築確認が必要ないもの

- ・木造2階建以下又は延床面積500㎡以下等
提出書類→工事届の提出のみ
- ※中心市街地（法22条指定区域）については、上記の規模でも10㎡を超えるものは建築確認が必要となります。
提出書類→確認申請書・図書（一部図書省略）

改正後

法改正により建築確認が必要となるもの

- ・**木造2階建又は延床面積が200㎡を超えるもの**
提出書類→確認申請書・図書 +
構造関係規定等の図書（追加）
省エネ関連の図書（追加）

建築確認が必要ないもの

- ・**木造平屋建（延床面積200㎡以下）**
提出書類→現行と同じ

【お問い合わせ先】

詳細についてはお問い合わせください。
〒048-1392 磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5
蘭越町役場建設課建築係
TEL：0136-55-7823

